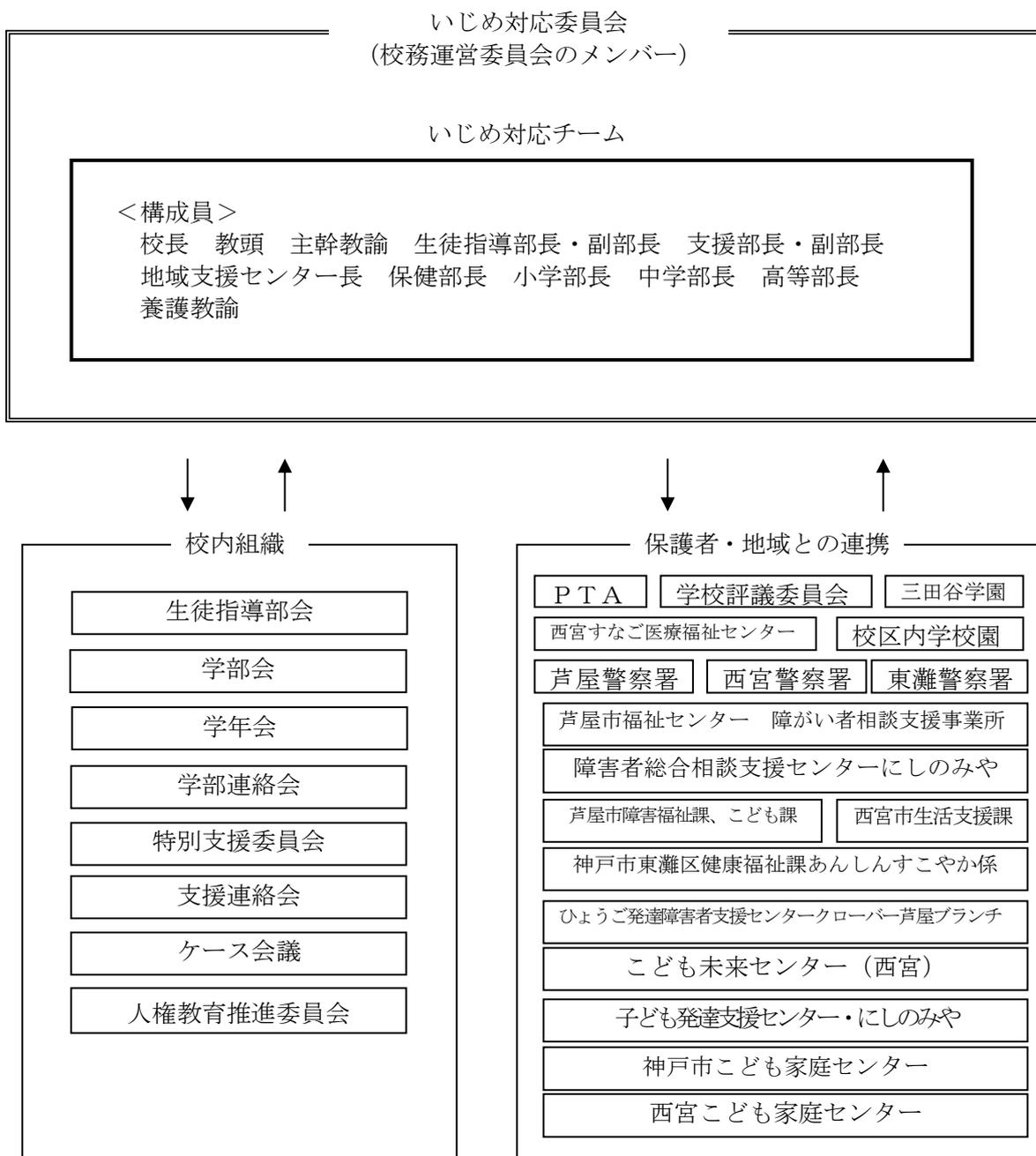


校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめはどこにでも起こり得る」「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。
- 2 いじめの未然防止に向けた取組を組織的・計画的に推進するため、いじめ防止基本方針や年間指導計画を策定する「いじめ対応委員会」を設置し、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 3 いじめ問題が発生した際には機動的に対応できるよう「いじめ対応チーム」を設置する。また、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図る。
- 4 組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

《組織図》



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 職員室や保健室付近をうろうろする
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎授業中・休み時間

- 一人でいることが多い
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教室へよく遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- 発言すると友だちから笑われたり、冷やかされたりする
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

◎昼食時

- 好きなものを他の子どもにあげる
- 机を少し離している
- 食事量が減っている
- 意図的な配膳忘れや不平等な配膳をされる

◎清掃時

- 重いもの、汚れた物をもたされることが多い
- 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- 持ち物や机などに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休みがちになる
- 服に汚れや破損、靴の跡がついている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 怪我の状況と本人の言う理由が一致しない
- 遊び仲間が変わる
- 必要以上のお金を持っている
- トイレなどに個人を中傷する落書きがある
- 携帯電話やネットを気にする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対してきつい言葉を使う
- 他の子どもに威嚇する表情をする
- 認められる場が少ない

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	年間指導計画の策定 ※1	各授業 (道徳含む) 自立活動 仲間づくり活動 ※イ	担当者間引継
5月	職員会議 ※2		家庭訪問 保護者懇談
6月	生活アンケート結果報告		生活アンケート実施
7月	学校評議員会	携帯マナー教室 ※ロ	
8月	人権研修会 ※3		
9月	生活アンケート結果報告	明るくやさしく たくましい芦特運動 ※ハ	生活アンケート実施 保護者懇談
10月			
11月			
12月	学校自己評価実施	全校集会	
1月	生活アンケート結果報告		生活アンケート実施
2月	学校評議員会		保護者懇談
3月	本年度の総括 次年度の計画等		前在籍校との引継

職員会議等

- ※1 指導方針の確認、年間指導計画の策定を行う。
- ※2 指導方針、年間指導計画について共通理解を図る。
- ※3 人権に配慮した指導・支援の在り方について職員研修を実施する予定

必要に応じて、職員会議、学部会、学年会、支援連絡会を通じ、児童生徒の情報交換を実施する。

未然防止に向けた取組

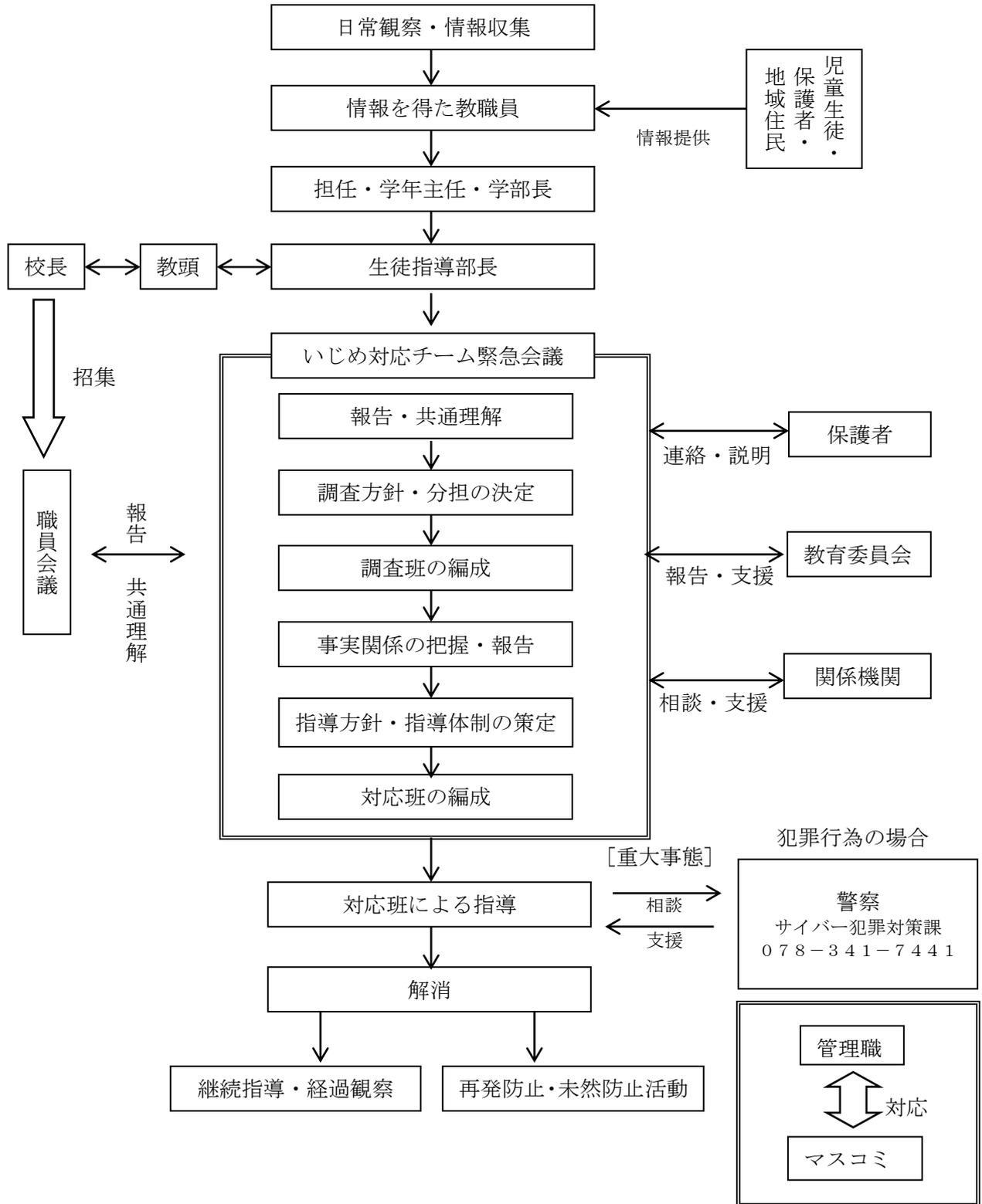
- ※イ 仲間づくり活動
 - ・学部集会(年2～3回)
 - ・全校集会
 - ・学年集会、学活等
 - ・遠足
 - ・児童生徒会挨拶運動
- ※ロ 中学部・高等部生徒を対象に外部講師による授業を行う。
- ※ハ 児童生徒会によるいじめ撲滅キャンペーン

年間を通じて、各授業において、自己肯定感や規範意識を高める指導、好ましい人間関係の形成に関する指導を行う。

早期発見に向けた取組

- ・年度末や年度当初に担当者間での児童生徒の引継を行い、個別の状況の理解を図る。
- ・個別の指導計画作成等にかかわる保護者懇談や家庭訪問、参観日等を利用した懇談で保護者と緊密な情報の共有を図る。
- ・毎日の連絡帳を通じて、児童生徒の小さな変化についても把握する。
- ・学期初めに生活アンケートを実施し、必要に応じて児童生徒本人から聞き取りを行う。

組織的対応



留意事項

- 1 事実確認については、被害者やいじめを知らせてくれた児童生徒等に十分配慮し、他の児童生徒の目に触れない場所・時間等で事実確認をする。
- 2 いじめを発見した際は、ただちに加害者・被害者の双方から事実関係を聞き取り、可能であれば周辺児童生徒からも状況を聞き取る。また、被害者及びその保護者の心配・不安を取り除くとともに、周辺の児童生徒にも十分配慮する。
- 3 事実確認後、双方の保護者に複数の教職員で直接丁寧に説明を行い、今後の学校としての対処方針を伝えて協力を求める。
- 4 加害者については、本人にも十分わかるような方法・手段で指導・支援を行う。